



中津市監査委員告示第 12 号

令和3年3月30日付け中監第728号で提出した財政援助団体等監査の結果に関する報告に対し、中津市長及び中津市教育長から、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により別紙のとおり公表する。

令和3年5月18日

中津市監査委員 永 松 末 利

中津市監査委員 恒 賀 慎 太 郎

措置状況報告書

監査の名称：令和2年度 財政援助団体等監査

指摘事項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>[実施団体名]</p> <p>風の丘葬斎場管理運営グループ</p> <p>[指定管理施設名]</p> <p>中津市風の丘葬斎場・火葬場施設・霊柩自動車運送事業</p> <p>[所管部局・課]</p> <p>生活保健部環境政策課</p> <p>I. 団体に対する事項</p> <p>(指摘事項)</p> <p>①葬斎場及び霊柩自動車の使用について、申請書を記入しているだけで、申請者に使用許可証を交付していなかった。 申請者に使用許可証の交付を行うよう求める。</p> <p>②霊柩自動車の実車距離について、旧中津市内の場合、中津市役所から遺体の積み込み場所・遺体の取り降ろし場所までの距離と定められているが、指定管理者が行う場合はこの定め適用がないため、指定管理者は中津市役所ではなく、風の丘葬斎場からの距離で算定していた。 実車距離の起点について、所管課と協議し、利用料金の承認等にて、起点の明確化を行うよう求める。</p> <p>③施設の外溝管理委託及び施設清掃は、株式会社エイトが行っているが、風の丘葬斎場管理運営グループの管理口座からの支出がなかった。 株式会社エイトの外溝及び清掃部門が実施しており会社内部で処理しているようであるが、契約書を作成し、風の丘葬斎場管理運営グループの管理口座から支出するなど対応を求める。</p>	<p>①ご指摘のとおり、令和3年4月1日より申請者へ葬斎場及び霊柩自動車の使用許可証を交付するように改めました。</p> <p>②ご指摘のとおり、風の丘葬斎場を起点として算定をしていました。現在、利用料金の承認等も含めて所管課と協議を進めており、早期の起点の明確化に努めてまいります。</p> <p>③ご指摘のとおり、株式会社エイトとの間で契約を結び、令和3年4月1日より施設の外溝管理委託及び施設清掃委託先業者からの請求書に基づき、風の丘葬斎場管理運営グループ管理の口座から支出を行うように改めました。</p>	

④葬斎場及び霊柩自動車の使用料について、利用者から一旦、株式会社エイトの葬儀関連会社の銀行口座に振込をさせ、毎月末に関連会社から1ヶ月分の使用料収入が風の丘葬斎場管理運営グループの管理口座に振込まれていた。

葬斎場及び霊柩自動車の使用料について、風の丘葬斎場管理運営グループの管理口座に直接振込むよう対応を求める。

⑤風の丘葬斎場管理運営グループの決算書について、外溝管理委託及び施設清掃の支出が不透明であるため、監事の選任や会計監査の実施など対応の検討を求める。

II. 所管課に対する事項

(指摘事項)

①火葬許可申請書が複写式で3枚目に葬斎場使用許可申請書、4枚目に葬斎場使用許可証があるが、現在の様式には斎場や霊安室の区分や料金欄がない。

斎場や霊安室の使用許可申請書等の様式の修正について検討を求める。

②協定書の備品の管理について、旧備品番号の備品シールが貼られたままで、新備品番号の備品シールの貼り替えが行われておらず、管理が不十分である。

早期に備品シールの貼り替えを行い、適正な管理を求める。

③自主事業について、葬斎用具販売金額の売上のみ報告しているが、各種葬儀プラン及び自動販売機の手数料の収支状況についても、月次報告書や年度末の事業報告書にも記載するよう検討を求める。

④ご指摘のとおり、令和3年4月1日より利用者の葬斎場及び霊柩自動車の使用料は、風の丘葬斎場管理運営グループの管理口座に直接振り込まれるように改めました。

⑤ご指摘により、風の丘葬斎場管理運営グループの監査を税理士事務所に依頼しました。今後は、適時会計監査を実施し、適正な管理運営に努めます。

①火葬許可申請書(複写式)については、現在、様式の見直しを検討中であり、早期の様式修正に努めてまいります。

また、斎場、霊安室、霊柩車の使用許可申請書等の様式については、指定管理者に様式の修正を指導し、令和3年4月1日より、新たな様式を使用しています。

②ご指摘のとおり、備品シールの貼り替えが出来ていません。令和3年5月中旬までに備品シールの貼り替えを行い、今後も適正な備品管理に努めます。

③ご指摘のとおり、各種葬儀プラン及び自動販売機の手数料の収支状況についても報告するように指定管理者に指導しました。令和3年4月分の月次報告書からは、葬斎用具販売収入、自動販売機設置手数料収入、各種葬儀施行収入が記載されています。今後も適正な事務処理に努めてまいります。

措置状況報告書

監査の名称：令和2年度 財政援助団体等監査

指摘事項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>[実施団体名] 公益財団法人 福澤旧邸保存会</p> <p>[指定管理施設名] 福澤記念館</p> <p>[所管部局・課] 教育委員会社会教育課</p> <p>I. 団体に対する事項 (指摘事項)</p> <p>①パンフレットを4万枚増刷しているが、令和2年1月23日に2万枚納入し、残りの2万枚については、印刷会社に保管を依頼していた。 納品書などの納品受領が確認できる書類がない。 業務完了時に、すべて納品確認し、適正な保管を求める。</p> <p>②3か国語のパンフレットは作成しているが、展示室（キャプション）及びトイレの外国語表記が行われていないため、インバウンド対応として、外国語表記の検討を求める。</p> <p>II. 所管課に対する事項 (指摘事項)</p> <p>①協定書の備品の管理について、市の登録備品と協定書の備品の種類や数量に相違があった。 早急に備品の確認を行い、協定書の修正を求める。</p>	<p>①ご指摘のとおり、増刷したパンフレットのうち2万枚を印刷会社で保管していました。これについては4月26日に納品受領しました。 今後は、業務完了時にすべて納品確認し、適切に保管します。</p> <p>②所管課とも協議し、館内の表示について必要な部分は外国語で表記するように検討を進めます。</p> <p>①令和3年4月26日までに備品の確認を行い、協定書を修正しました。 今後は、適正な管理に努めます。</p>	